

令和6年3月19日（火曜日）

（会議第5日目）

応招議員

|      |         |      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 濱 村 美 香 | 2 番  | 山 本 牧 夫 | 3 番  | 澳 本 哲 也 |
| 4 番  | 宮 地 葉 子 | 5 番  | 宮 川 徳 光 | 6 番  | 浅 野 修 一 |
| 7 番  | 水 野 佐 知 | 8 番  | 欠 番     | 9 番  | 山 本 久 夫 |
| 10 番 | 吉 尾 昌 樹 | 11 番 | 小 松 孝 年 | 12 番 | 矢 野 昭 三 |
| 13 番 | 矢 野 依 伸 | 14 番 | 中 島 一 郎 |      |         |

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 町 長     | 松 本 敏 郎 | 副 町 長     | 西 村 康 浩 |
| 総 務 課 長 | 土 居 雄 人 | 企画調整室長    | 渡 辺 健 心 |
| 情報防災課長  | 村 越 淳   | 住 民 課 長   | 宮 川 智 明 |
| 健康福祉課長  | 佐 田 幸   | 農業振興課長    | 斉 藤 長 久 |
| まちづくり課長 | 徳 廣 誠 司 | 産業推進室長    | 秋 森 弘 伸 |
| 地域住民課長  | 青 木 浩 明 | 海洋森林課長    | 今 西 和 彦 |
| 建 設 課 長 | 河 村 孝 宏 | 会 計 管 理 者 | 宮 地 美   |
| 教 育 長   | 畦 地 和 也 | 教 育 次 長   | 岡 本 浩   |
| 教 育 次 長 | 清 水 幸 賢 |           |         |

本会議に職務のため出席した者

|        |         |     |         |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 小 橋 和 彦 | 書 記 | 山 崎 あゆみ |
|--------|---------|-----|---------|

令和6年3月第7回黒潮町議会定例会

議事日程第5号

令和6年3月19日 9時00分 開議

日程第1 一般質問（質問者：9番及び10番）

日程第2 議案第66号から議案第105号まで  
（常任委員長の報告・質疑・討論・採決）

日程第3 議案第106号から議案第108号まで  
（提案理由の説明・質疑・討論・採決）

日程第4 議案第109号  
（提案理由の説明・質疑・討論・採決）

日程第5 議案第110号  
（提案理由の説明・質疑・討論・採決）

日程第6 委員会提出議案第1号  
（提案趣旨説明・質疑・討論・採決）

日程第7 議員提出議案第2号  
（提案趣旨説明・質疑・討論・採決）

日程第8 議員の派遣に関する件について

日程第9 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

●町長から提出された議案

議案第 106 号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

議案第 107 号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

議案第 108 号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

議案第 109 号 教育委員会の委員の任命について

議案第 110 号 教育長の任命について

●委員会から提出された議案

委員会提出議案第 1 号 黒潮町議会委員会条例の一部を改正する条例について

●議員から提出された議案

議員提出議案第 2 号 訪問介護事業所への支援を求める意見書について

## 議 事 の 経 過

令和6年3月19日  
午前9時00分 開会

議長（中島一郎君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、山本久夫君。

9 番（山本久夫君）

おはようございます。

今回は1点について、3項目について質問致します。

今回、とある課長に、お金の話が好きですねといわれました。情報防災課長ですけど。

お金の話というのはなかなか、それほど楽しい話ではないんですが、全体的な予算を見ていてちょっと少し気になることもありまして、今回質問させていただきます。

書いてるとおり、スクラップ・アンド・ビルドについてということです。

このことはですね、結構、施政方針なんかに毎年挙がってる言葉で、つまり予算編成するとき、町長が各部署に対して、このことを徹底してほしいということを書かれております。毎年。

このスクラップ・アンド・ビルドというのは大体、効率の悪い施設を効率の良い施設に変えると。そういうような言い回しがあったりですね、行政運営に対しては、課を廃止したり、また新しい課を新設することで、行政組織を機能良くすると。その中で、事務事業の見直しをしながら所管事務の変更をしたりと、いろんな意味で使われております。

そうした中で、全体的な予算を見たときに、このことが徹底されているかということをお聞きするわけです。

昨日の矢野依伸さんの、全体的な令和6年度の予算についてのとか、また2、3年長期というか短期になりますかね、短期にどんな方向性になるかということを質問されていました。

その中の答弁に、令和6年度の予算については令和5年度のベースを何とか維持して、公債費、公債比率ですが、これを気を付ける。それから、経常収支比率にも当然気を付けていかなければいけないと。そういうような答えがありまして、何とかそういうことはクリアをしながら予算を編成していると。

ただ、予算書を見ると、投資的経費も大体横並びで17億ぐらいやってます。

そしてまた、義務的経費というのはどうしても抑えることができないんで、30億を超えるような状態はずっと推移されているわけですが。

その中で、今回も私の方で6年度の予算編成について、このスクラップ・アンド・ビルドについてですが、この言葉というか、スクラップ・アンド・ビルドという言葉というか方法ですね。この方法を活かして、マル1の、令和6年度編成において事業事務の見直しはされたかどうか。

まず、伺います。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは山本久夫議員の、行政組織の事務事業の見直しについてのご質問にお答え致します。

行政組織機構の変更や事務事業を見直すことは、行政運営において重要な施策の1つです。

近年の事務量の増大に伴い、限られた人員の中で、各課室、係の事務量等の均衡と庁内全体の効率化を図りながら、また、進捗（しんちょく）する各事業に歩調を合わせて、次年度からの新たな機構の変更に  
ついて、本議会にも提案させていただいております。

その主な内容として、昨年に本町が脱炭素先行地域として、国内100市町村の1つとして選定され、事務を所管していた住民課環境保全係を更に充実させるために、新たに環境政策室として新設します。

また、これまでの地域住民課人権啓発係の事務を教育委員会に移管し、人権教育係と統合します。

さらに、住民課の児童手当に関する事務を健康福祉課に移管し、児童福祉の業務との合理化、効率化を図ります。

これらの機構の変更により、住民の福祉の増進のために組織としての機能をより発揮できる体制とするもので、行政サービスのさらなる充実を目指してまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

山本久夫君。

9番（山本久夫君）

どうもありがとうございます。

事務機構というか、統廃合、新しい課を設置して、事務事業というかそれも所管を変えて、そして効率の良い組織にすると、そういうことは結構なことやと思います。

それはそれで、分かりました。

そしたら、2番にいきます。マル2に。

次に、この6年度編成において。まあ6年度に限らないんですけど、限られた財源の中で事業の廃止したもの、また、縮減したものがあるかということをお聞きします。

議長（中島一郎君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

それでは、山本議員の1のカッコ2、限られた財源の中、事業の廃止、縮減したものはあるかにつきましてのご質問にお答え致します。

事業の廃止、縮減につきましては、限られた財源を踏まえた整理の中で、予算編成を行ったところでございます。

新たな事業での整理ができるものや、補助金としての継続がその主旨等を踏まえ、困難であると判断したものは廃止の対応を取り、これまでの事業実績や合併債の活用事業の整理等はあるものの、廃止できない事業につきましては、単年度事業費を縮減するといったことを基本に、厳しい財政運営の中で、財源、交付税、基金、起債等を考慮し、全体予算の中で事業の廃止、縮減の対応を行っております。

今後におきましても、行政サービスを将来にわたり安定的に提供するために、事業の優先順位をしっかりと見極め、対応を行ってまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

山本久夫君。

9 番（山本久夫君）

今、副町長の答弁のように、補助金の効果などを十分検討されて廃止したり、また縮減したりということで、そういう手法を取っているということでございます。

特にですね、町の行政事務というのは2つあって、予算編成するというのを計画、事務というか、それと、町民の暮らしとか行政サービスに直結した事務があるわけで、この直結した事務というのはなかなか、町民の要望から来たもんですから、なかなかそのことを廃止したり、ましてや補助金を減額したり、また廃止するというのはなかなか行政側としてはやりにくい部分があって、なかなかそういうことが置き去りにされていく部分が結構あると思うんです。

それは、心情的にもそうやと思いますし、それは町民からの声とはいえ、なかなか、そのことをないがしろにするということもまずできないし、なるだけ無理をせず、できる限り応えようとするのが行政の組織全体やと思います。

しかしながら、こんにちの予算とかいうのを考えていたときに、特に心配するのは、今まであった合併特例債の上限値にもう達して、この一番いい財源がなくなったということは事実なわけで、これを継続していくのはなかなか難しいところがあるんじゃないかと、将来的には、そういうことを思います。

特に、お金にすれば48億、47億でしたか、上限値が。合併特例債。それも100パーセントを事業に入れたわけです。原資が要らないということで、極端に言えば。

そういう財源がなくなったのに、今までどおり予算を組んでいくというのはもう頭から、僕は無理があると思うんです。どこかにしわ寄せが行くわけです。

そのときに、やはり、じゃあ投資的経費を削るかいうても、なかなかそうはいかない部分もあると思うんで。投資的経費というのはやっぱり継続されていくわけで、今も。結局、町道も1年では改良できないわけで、何年かの計画でやっているわけで、途中でやめるいうわけにいかんわけで、これも削りにくい。

義務的経費も、じゃあどれを減そうかって考えたときには、そうはいかない。人件費も要るし、扶助費も要るし、そういうのがどんどん増えていくわけです。

そういうところを考えたら、じゃあどこで何かを探さないかんわけです。自主財源を。町民の方も、議会もそうです。私を含めて議員もそうですが、いろんな要望をします。しかしながら、どんな要望をして、どんな事業を取ってきて、100パーセント補助金があるという事業はないわけで、必ず原資が要るわけです。その今、原資が心配をされていると私は認識してます。

そういうことで、その原資を生むためにどういう手法を使うかというのが、このスクラップ・アンド・ビルドではないかと考えるところであります。

そういう観点から、これは町長の話になってくると思うんですが、このスクラップ・アンド・ビルドについての考えというのは、どういう考えを持たれているのか。

まず、1回目に聞きたいと思います。

議長（中島一郎君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

それでは山本議員の1のカッコ3、手法、スクラップ・アンド・ビルドの必要性和取り組みについてのご質問にお答え致します。

まず、この手法、スクラップ・アンド・ビルドの必要性につきましては、予算の肥大化を防ぐための手

法として用いるものでございますが、同時に、住民ニーズにきめ細やかに対応していくため、施策の充実を図ることが求められているものでございますので、行財政運営におきましては大変重要な方法ではございます。

しかしながら、その実行は簡単ではないという認識を持っております。

限られた財政事情を踏まえ、ビルドをしっかりと果たすために、一定のルールにより、スクラップを行うことが必要不可欠でございますが、一度予算化した、積み上げた事業は止めにくいといったことがございます。

しかしながら、このビルドとスクラップは同時に果たさなければ、当然、総額予算は増える一方であり、ビルドとなる事業について、財源確保がしっかりとできていない場合は、基金の取り崩し、もしくは、町債の活用により対応することとなります。

しかしながら、それも限りがあることはいうまでもございません。そのため、この手法、スクラップ・アンド・ビルド、その中でも、特に事業のスクラップの必要性は財政運営におきまして極めて重要度が高いものと考えております。

予算の肥大化を防ぐため、内容精査の上、既存の補助事業の圧縮をかけることや、事業実施の先送り、また単年度件数、事業費の縮小化や事業の集約化等、一定の上限の中で事業の優先順位をつけて、単年度でこなしていく業務量を調整する取り組みを実施しなければならないと考えております。

そして、その取り組みにおける考え方を実行するためには、現在町で行っております、6月から実施予定のサマーレビュー・予算編成プロセスにおけます事業計画協議におきまして、全ての事業について効果、検証を行い、より必要な施策にはしっかりと予算をつけ、効果の薄い事業につきましては廃止や代替案を模索しながら、新たな事業へつながるように整理する必要があるとございます。

丁寧な内容精査の中で、スクラップ・アンド・ビルドを正しく実行することにより、中長期的に安定した町の運営を果たしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

山本久夫君。

9 番（山本久夫君）

ありがとうございます。

そのスクラップ・アンド・ビルドの必要性というのはもう十分、副町長に限らず、課長も皆さんも十分そのへんは周知されて、十分ご理解しているものと考えております。

全体の中で、今いわれたように、ビルドのために財源をどうするかということなんですけど、全体的な予算の中で、やっぱり今の黒潮町を取り巻く財政状況というのは、とにかく3割が自主財源で7割が依存財源なわけで、100億の、まあいえば。

その中で、やはり国の方も、地方財政の国の考え方というのは、方針というのは時々変わります。令和5年度についても、結局、国もお金がないわけで、交付税に充てるお金が不足してるわけで、それが臨時財政対策債という赤字の地方債を出しているわけですが、それが、令和5年度は0.8兆円ぐらいを抑制している。そうやって、国も結構抑えてきている。

そういう中で、地方の交付税というのは何を基準にやっているかというたら、一番大きいのは人口なわけですね。人口に対しての交付税は大きいわけで、これが今日現在、確か昨日ですか、黒潮町の住民票を持たれる方が1万ちょうど90人。このままいくとですね、必ず1万人を切る。当然。ひょっとしたら、今年中に

切るかも分かん。そういう状況にあったら、歳入の方は、将来を見通したらある程度予測ができる。こういう状態になっていくかというのは、確かに、黒潮町の中には基金があります。23 口座ぐらいですかね、そのくらいあって、その中で、一番自由に使えるお金というのはほとんどが特目基金であって、特会のほとんど、その予算を賄うというか、整えるために積んでいる基金で、ほかに使えないわけです。

唯一、一般財源といわれるのが、財政調整基金と減債基金なんです。これを合わせたら、今、10 億切ってます。今年ね。

やっぱりそうなってくると、やはりどんどん基金は少なくなる。一般財源からの持ち出しは特会への持ち出し、国保なんかもそうですが、昔は、2 分の 1 の赤字を補填しよう、いろんな議論を重ねていって、やっぱり特会にお金を、特に国保に出すお金は法定外支出やいうことでちょっと問題になって、いろんな理由があったけど、やっぱり、それじゃ国保が整わないから、ある部分の 2 分の 1 を一般財源から補填しようということやって、今はもっともとその枠は広がってるはず。つまり、一般財源を特会に充てるといってお金というのは、年々増えていってるのは事実なんです。

そういうことを踏まえてきたら、いくら基金があるからといっても、その基金はそれぞれの特会を回していくために必要なお金で、ほかへは行けん。

唯一の一般財源である財政調整基金なんかも、私の認識としては、そのお金の繰り出す要件として、私の認識ですよこれは。よっぽどのこと、また緊急な場合、そういうときの財源不足があったときには財政調整基金から補う。そういう認識を持ってるんですけど、最近になると、ひょっとしてその歳出するハードルが下がってはいないかと。単に原資が足りないからそれへ充当するというような方向性、それは何でかいうたら、通年のその予算額を維持するためにやってしまうということになってるんじゃないかと思うんです。

この財政調整基金、俗にいう一般財源といわれる財政調整基金の繰り出しなんか、もう全体ですが、特会もそうですが、この繰り出しが多いということについてはどういうお考えをお持ちですか。

お聞きしたいです。

議長（中島一郎君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

それでは、山本議員の再質問にお答え致します。

確かに、繰出金の方が多いということにはなっております。また今年も、いわれましたように財政調整基金、それから減債基金の方も、繰り出すというか、使うということになっております。

確かに議員おっしゃられるとおり、この部分につきましては安易に使っていいものではないという意識は、当然持っております。

その中でも、ただ、今回この厳しい財政の中でやる分にはですね、起債との関係もございます。

その中で、いかにうまく財政を回していくかということになりまして、そういう場合に、基金も使っていくと。

どちらがいいかという比べ方になるのもちょっとあれなんですけれども、やはり基金、それからこの起債、両方のバランスの中でですね、使用を考えているという状況でございます。

できる限り、一般財源の中でしっかりと事業を組んでいくということで事業計画、協議を行っておりますので、今後も、そこはしっかりと注意しながら、スクラップ・アンド・ビルド、まさしく本当にスクラップの方もですね、やっていかなければならないというふうにも感じております。

また、ただ、しかしながら住民ニーズというものに対してもしっかりと応えていくというのが町政として確実に必要でございますので、皆さんからの要望につきましても、必要なものはどうにかしてでも事業をする。その代わり、それをすれば何かを、その代わりに縮減していくというようなこともしっかりと考えながら、収支のバランスを当然整えて予算を組んでいくということになるかと思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

山本久夫君。

9 番（山本久夫君）

ありがとうございます。

起債の方はね、公債比率もそんなに悪くないわけで、一番最初に答弁もろうたように 10 パーセント程度で収めていくというような内容です。今のところ、そういうところは心配ないんで。

黒潮町の財政状況というのは、どっちかいうたら安定してるというかね、大丈夫な方なんです。ただ、大丈夫な方なんですけど、これを今、何回もいうんですけど、それを永久的に続けるかという保障は必ずできないわけで。それは何でかいったら、どうしても、今いうようにもう財政の状況が、やっぱり依存する財源が多いということが一番のネックになるんで。これ、自主財源がよけあればひとつも心配ないんですけど。

やっぱりそうやって考えていくと、ある程度、これだけ健全なときに、健全なときにちょっと将来のことを考えて対応していかなくてはいけないんじゃないかなあと思うわけです。

悪いことはないんです、財政状況は。しかしながら、今いうように、これが何十年も持つとは思えんし、また、そういう予算はまず組めないであろうというように考えるわけです。

その中で一番気になるというのが、今質問した繰り出しの分なんですけど、この繰り出しというのは、どうしても今副町長が答弁されたように、やっぱりニーズに応えたい、町民の思いに何とか応えたいということでそういう対応をされているんだろうと思うんですけど、そのことについては悪いことはないんです。しかしながら、ある程度、町民の声というのはいっぱいあるわけで、議会の方からもあります。また、議員それぞれの考え方もあって、その中で要望はどんどんされてるわけです。確かに、ある程度、その中でも現実的に可能かどうかというようなこともしっかりとやっていからったら、ある程度町民の声であることは、議員からいわれたからといって、何もかにも考えるつちよな時代ではないと思うんですよね。かえってそのことを、実現性のないものに対して議論をするがは時間の問題で、いけば無駄なもので、私からいうと、そういう部分も極端に言えばスクラップ・アンド・ビルドしたらいいと思うぐらいです。

やっぱりそうやって考えていったときに、将来的にもまともな、今だけ良かったらええという僕は思いもないし、また、町民サービスを急激に変えるということも、必要ないと思うんです。また、それをしてはいけないと思うんで。しかし、やっぱり急激に変化をしないためにも、今からしっかりした財政運営を心掛けないかんというように考えるわけで、それは皆さんの考え方がいろいろあるとはしても、やはりトータルの考えるとなかなか、応えながら十分な予算を獲得して、十分に対応していくというのは、ちょっと無理があるような気がするんですが。

そのために一番大事なのが、思うには、そのスクラップ・アンド・ビルドをするために一番大事なことは何かいうたら、事業評価だと僕は思ってます。事務事業の評価。その評価をちゃんとやれるかというのが大事なことで。やってるから、今回のように事務事業を見直したり、部署を変えたりしてきたのは、その結果やと思うんです。

その事務評価をするのは、その評価要領というか、そこには町長が定めるとなってます。その事務評価をどれを評価するかいうね。それが、その事務評価をする目の向け方がひょっとしたら投資的な経費だけに向けられていないかと、僕は心配するところもあるわけです。

そのなかで事務評価、義務的に要る経緯、これについても、事務評価をしなくてはいけないんじゃないかと。

だから、町長が定めるんですから町長にお聞きしたいんですが、その事務評価の徹底の仕方というのは、ある程度継続されているとお考えでしょうか。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、山本議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

事務評価につきましても、当然、年間通じて評価をしてきております。

そして、スクラップ・アンド・ビルドについても、事業計画協議の中で評価しておりますし、併せて、両方評価をしてきております。

ほんで優先度、今後しっかり考えて取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

山本久夫君。

9 番（山本久夫君）

町長もしっかり、そういうところを点検しながら事務評価を行っているということですので、それを継続していただければよろしい感じじゃないかと思うんです。

最後になりますけど、自分、町長も今いわれたように、全体的にやっぱりスクラップ・アンド・ビルドというのは、やっぱりその本当にそのつもりでやららったら、やっぱり人間ですから情に流されたり、やっぱりこれを切ろうかとすれば、やっぱり人の顔も浮かぶし、いろんなことで心苦しいところが行政側にはあると思うんです。

議会の方もですね、やっぱり今、もう少し財源の方へ目をやって、やっぱり今の状態で、全ての手足が伸ばしていけるような状況ではないという意識をもっと持つべきところがあるんじゃないかとも反省もします。1 人の議員として。

それぞれ皆さんの考えはあるわけですけど、やはり全体的に考えて予算編成というのは、何度もいいですけど、今だけ良かったらええと。取れる事業はどんどん取ってくれと。それも間違いではないんです。しかし、つまりはそこには全て、自主財源であつたり原資を伴うわけですから、可能なものはやれるけど、不可能なものは全くできないわけで。そのぐらいの割り切りを持って、予算編成、予算をチェックする機能も持たないかんし、また、執行部も、流されて予算編成をしないように、ぜひ今後とも肝に銘じてですね、予算編成をしてほしい。

必ず、このつけはやがて将来の黒潮町に僕はやってくるんじゃないかと思ってます。このままいけば。そういう心配がありますので、今後とも予算編成については十分な検討をお願いして、終わります。

ありがとうございました。

議長（中島一郎君）

これで、山本久夫君の一般質問を終わります。

次の質問者、水野佐知君。

7 番（水野佐知君）

質問に先立ちまして、今日は私にとって記念すべき日です。

今朝、通勤の途中にニュースで、宿毛湾港、須崎港、高知港を、県が特定重要拠点として軍事利用することの説明会があるとの報道がありました。

かつて、私は、福祉は平和と学びました。平和であるためには、女性や子どもや高齢者や障害がある方などが、いつまでも豊かに暮らしていける黒潮町にしていかなければならないと思います。そのことを胸に、ジェンダー平等のミモザの花と、友人から贈られた憲法9条のブローチを胸に、質問を行います。

今回、通告書に基づき、3つの質問を行います。

私はこの質問をするに当たり、住民から多くのことを学びました。そのうちの3つが、住民の代弁者であるということです。何度も、何のための議員やといわれたからです。

その中で、住民のエンパワーメント、住民が自身の強みや力に気づき、力を発揮することへの支援をどう活かすか、黒潮町の強みや差別化をどう図っていくかについて考えました。

3つ目は、女性や子育て世代の人など、災害弱者になりやすい人たちの少数意見を町政に活かしていくには、議員定数を減らしてはいけないことに気付かされました。

では、1番、公園の管理についてお聞きします。

本町管理の公園の生い茂った樹木伐採や、毛虫除去等の害虫駆除対策はどうなっていますか、という質問なんですけれども。

児童及び一般公衆の生活文化の向上と休養を図り、福祉増進に寄与するために、公園を設置する。

黒潮町公園設置及び管理に関する条例では、公園、児童公園の設置管理基準が示されています。町には、12の公園、児童公園があり、そのうち、この条例に基づく7つの公園、児童公園があります。そのうちの1つである浜町公園は、遊具や砂場、藤棚のあるベンチ等もあり、町中にあることから、小さな子どもや保護者、高齢者等が気軽に集い、散歩や近くで畑をしている人たちや、近くに障がい者の作業所もあることから、お互いに声を掛け合い、顔見知りの関係で、公園の前の歩道のヤマモモの木は、シルバーカーで傘を差して通るのに邪魔になる。実がなる前に木も切りようし、日本一の避難タワーは有名でお客さんもぎょうさん来るけど、階段では、車椅子やシルバーカーでは上まで上がって行けん等、お互いの生活の困りごとからくる地域課題の発掘や情報交流の場となり、それが生きがいや心身の健康につながり、地域コミュニティの拠点としての重要な役割を果たしています。

このような、住民にとって快適で安全な公園を維持、管理する責任が町にはあります。

そこで、公園の維持管理予定について、浜町公園整備について伺います。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは水野議員のカッコ1、本町管理の公園の生い茂った樹木伐採や毛虫除去等の害虫駆除対策はどうなっているかのご質問にお答えします。

議員ご質問における佐賀地区の浜町公園につきましては、平成2年度佐賀地区漁業集落環境整備事業により、佐賀漁港区域内における緑地公園としまして整備を行っております。

維持管理の状況につきましては、他の漁港施設内公園、港湾施設内公園と同じく、基本的には3年に一度のサイクルにて樹木の伐採作業を実施しております。

当公園につきましては、令和4年度予算による樹木伐採作業の主な対応が最後となっておりますが、施設の建設時より30年以上が経過し、公園内における樹木も放木化している現状を踏まえ、今年度の要望により、この3月に、樹木の伐倒並びに枝打ちによる対策を実施しております。

また、ご質問の毛虫など害虫駆除の対策につきましては、令和3年の夏ごろに利用者の方から連絡を受け、現地での目視確認は実施しましたが、その後対応につきまして、特段害虫における防除対策は実施をしておりません。

現在は、冬場でもあり毛虫等の確認はできませんが、ご利用される方の安全管理の面からも、引き続き、施設に必要とされる点検、また個別の対策をとってまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

すみません。今回、3つのことがありまして、1つは、住民の方から、木が生い茂って、ずっと切ってもらえないと。そこから毛虫が落ちてきているというふうな。その方は、好意でいつも公園の手入れをしていると。老人会とかで花とかを植えたりとか、そういうふうな、積極的に公園の清掃とか整備とかっているのを、住民の有志で行っているというふうなことでした。その中で、何か、結構木が切ってもらえないということをするごく切実にいわれたっていうのがすごく自分にとっては印象的だったんですけれども。

その次に、いつもそこで草引きをしたりとか、枝木を集めたりとか、集めてこう処理をしたりとかしているという、ご高齢者の3人のグループの方から、砂場にこういう実が落ちてて、木が生い茂っていることで木の実が落ちてきて、砂場に子どもが裸足で行くので危ないというので、町にいうたとかっていうふうなことやったんですけれども。

3つ目が、先ほどもいいましたように、公園の前の歩道が、高齢者がシルバーカーで傘差して通るのには危ないとか、避難タワーのことであったりとか、そういうふうな話やったんですけれども。

そのことを聞いて思ったのは、住民の方が要望をいうだけじゃなくて、自分たちも、相手のことを思いやって、地域の自治というか地域のことを、高齢であるとかいうふうなこともある中でも、自分たちができることを精一杯しようっていうふうなことをやったんですけれども。で、この実が落ちてくる。その生い茂っている木については、町の方で伐採してくださったというふうなことを聞きまして、住民の方が喜んでおりました。今後も、できるだけ住民の声に寄り添って対応していただきたいと思います。

それで、次、公園の遊具の管理についてはどうなっていますかということなんですけれども。

公園のところに小さな子どもが乗る、動物の乗る遊具があるんですけれども、それについては、この前交換してくれたけれども、砂場にすべり台が置いてあったけれども、そのすべり台は古くなったので、何か区長さんが家から古くなったすべり台を持ってきて置いてるっていうふうなことを聞いたんですけれども。

安全とかっていうふうなことを考えたときに、その公園の中の遊具の管理であるとかはどうなっていますか。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは水野議員の再質問にお答えします。

先ほど議員申されました、すべり台につきましては、当公園はもともとそのすべり台の設置がなく、地元の方がですね、ご家庭で使われてた小型のすべり台を持ってくるといった形が行われておりました。

当時、当初の整備の時点ではですね、そういった遊具的なものはほとんどなく、その後の予算により整備が行われてきた経過はあります。そういったところも、また要望等も含めですね、予算が可能な範囲でまた検討を進めていきたいと考えております。

管理の面についてはですね、ほかの児童公園と同じく、目視による点検、さびとか、塗装がはげた部分等についての確認は行っております。

また、危険になった遊具についてはですね、撤去し交換するという形を、今までとっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7 番（水野佐知君）

ありがとうございます。

先ほども申しましたように、地域活動や防災の拠点として児童公園の維持管理は、地域住民の児童公園の活用、黒潮町の公共施設等総合管理計画の中でも、児童公園の維持管理において、地域活動や防災の拠点として、地域住民の児童公園の活用を促進していることも重要です。地域の協力と連携を通じて、子どもたちが安心して遊べる環境を維持していくことが求められていますとありますので、今後もしよろしくお願ひします。

次の質問に移ります。

2 番、交通安全対策について。

1 番、交通事故の多発や頻回の危険な体験により、住民の不安が大きい国道 56 号線、伊与喜不破原間、約 600 メートルなんですけれども、その間の追い越し禁止車線の設置について、お伺ひします。

黒潮町交通安全計画では、交通実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進で、交通事故を抑制するためには、これまでの対策では抑止効果が薄かった交通事故について、発生地域、場所、形態等を詳細な情報に基づき分析し、よりきめ細かな対策を効果的かつ効率的に実施していくことにより、当該交通事故の減少を図っていくとあります。

これについて、お伺ひします。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、水野議員の 2 の 1 番、伊与喜から不破原までの国道の追い越し禁止車線の設置についてお答えを致します。

議員の質問の箇所は、不破原の直線の区間を追い越し禁止車線にできないかとの質問であると思います。

まず、不破原のこの区間につきましては、矢野昭三議員からも、昨年中に何度か同様の質問がされておりますので、地元の意向を確認するため、不破原区長と地元の役員の方に現状と今後の対策を伺ひました。

その結果、追い越し禁止車線への変更を希望されておりましたので、不破原区長に、令和 6 年度の地区要望に上げていただくよう依頼をしたところであります。

そのことを受けまして、不破原区長から提出された、令和 6 年度の地区要望の希望順位 1 番に本件が記載されており、スピードを抑制する対策として、追い越し禁止車線への変更に加え、自動速度取締機の設

置も希望されておりました。

この要望を受けまして、町は、高知県公安委員会の窓口である中村警察署長に対し、要望書を提出することに致します。

要望書を提出したからといって、必ず追い越し禁止車線になるとは限りませんが、地元からの強い要望であることを伝え、追い越し禁止車線への変更を要望してまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7 番（水野佐知君）

この区間は何度も大きな事故があり、本当にずっと追い越し車線がないので、皆さん、必ずといっていいほど追い越しをかけられるっていうふうなことがあるんですけども、それは、私とか、女性であるとか、それから高齢者であるとか、追い越されるっていうふうなことの恐怖みたいなものがすごくあって。実際にその区間に3つぐらいの集落、小さな集落があるんですけども、その手前の方も、以前にその事故があったということで、わざわざ遠回りというか長い距離を走って、またUターンして家への道を左折するっていうふうなこととかもありますし、地域の住民の方には、大きな事故に遭って、ちょっと場所は違うんですけども、子どもさんを亡くされた経験をした方もおられます。

そして、この場所では、事故があったときにドクターヘリが来たんですけども、佐賀温泉に止まなくて、佐賀温泉とか伊与喜小学校に止まなくて、道路にドクターヘリが止まったっていうふうな、そういうふうな大きな事故もありました。で、一時は、ちょうど正午前ぐらいにガスが爆発するような、すごくボンっていう、すごく大きな音がして、それが車がぶつかった音やったんですけども。本当に、やっぱそういう音っていうのは住民の心に深く、恐怖っていうのは残っていますので、また対応をよろしくをお願いします。

次の質問に移ります。

2 番の、上不破原上りバス停留所の、高齢者等に配慮したバス停留所の移動についてです。

黒潮町交通安全計画では、少子高齢化が一層進展する中で、子どもを事故から守り、高齢者や障がい者が安全に、かつ安心して外出できる交通社会の形成を図る観点から、安全安心な歩行空間が確保された、人優先の道路交通環境整備の強化を図っていくものとあります。

その上で、横断歩道においては歩行者が優先であることを含め、自動車等の運転者における歩行者と自転車に対する保護意識の高揚を図る必要があるというふうにあるんですけども。この上不破原のバス停は、窪川方面から中村方面に向かう方には雨よけの屋根もあり、バス停の表示もあり、ベンチがあるんですけども、対面の中村から窪川方面に向かう上り車線にはバス停の表示もなく、もちろん歩道もなく、先ほど申したような交通事故がたくさん起こるような、結構スピードを出される車もあるっていうような危ない道路上でバスを、高齢者、障害のある方等が待たなければいけないという状況があります。

そして、横断歩道が遠いので、そこまで行くっていうのも、シルバーカーを押した方がわざわざ横断歩道まで、不破原橋のちょっと過ぎたところに横断歩道があるんですけども、そこまで行って、またUターンしてっていうのはかなり、高齢のシルバーカー等を使用する方にとっては負担になるようになっていきます。

それで、安全な不破原橋の上辺りにバス停を設置していただくように、要望をしていただけないでしょうか。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは水野議員の、高齢者等に配慮したバス停留所の移動につきまして、お答え致します。

公共交通を安全に使っていただく上で、バス停留所の設置場所は重要な要素の1つとなりますが、歩道もなく、路側帯も極めて狭い箇所につきましては、時刻表の設置が困難だけでなく、バスを待つこと自体が難しいケースもございます。

議員ご質問にあります、四万十交通の上不破原橋、上不破原上りの停留所は、交通量の多い国道56号線にあり、また、駐車スペースが反対側の下り車線にしかないことから、バスに乗り降りする際は道路を横断しなければならず、利用される方、特に高齢者等にとっては危ない場面もあろうかと思います。

停留所の設置または移動については、国土交通大臣の認可が必要となります。その前段として、まずはバス事業者のほか、道路管理者であります国交省、交通管理者であります中村警察署と協議の場を持ちたいと考えています。

地区の利用状況を踏まえ、関係機関と、現場確認などを行った上で、今後の対応について検討してまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

このバス停の移動については地区からも要望が出ていると思いますので、よろしくお願いします。

あと、補足しまして、歩道とかの設置っていうのは難しいでしょうか。

お願いします。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

再質問にお答え致します。

歩道の設置についてここで答えすることはできませんけども、それなりの手順を踏んで、必要なところにしか歩道というのはつきませんので、ここは要望の1つとしては上げていきたいとは思っています。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

黒潮町交通安全計画の中で、高齢者に対する交通安全教育の中で、高齢者に対する交通安全教育は、加齢に伴う身体機能の変化が、歩行者または運転者としての交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために必要な実践的機能及び交通ルール等の知識を習得してもらうことを目的にしているということで、老人クラブ等に、この不破原地区には老人クラブがないんですけれども、老人クラブ等に属していない組織未加入の高齢者をはじめ、交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者に対し、高齢者宅訪問による個別指導や、高齢者と日常的に接する機会を利用した助言等により、高齢者の移動の安全が地域ぐるみで確保さ

れるように努めるとなっていますが、町として、やられてることがありましたらお願いします。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越淳君）

それでは水野委員の再質問にお答え致します。

高齢者の交通安全の取り組みと致しましては、まず、各地区で行われておりますサロン等に出向いていただき、全てではないですけどそのサロンの取り組みの中で、ご要望があったところには出向いていただき、交通安全に関するお話、それから、現在であれば特殊詐欺等々のお話もさせていただいております。

それから、秋の交通安全運動期間中には、町内高齢者一万人訪問ということで、町内の地区を定めまして、高齢者宅を交通安全指導員、交通安全協会の方、それから交通安全の担当、そういった者で訪問をさせていただいて、交通安全に対する呼び掛け等をさせていただいております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7 番（水野佐知君）

私がこの質問をした理由といいますのは、このいつもバスを利用されてる方が、ある時、雨が降っていて、シルバーカーを押して、傘を差して、バス乗り場まで行かなければいけないということがあって、非常に困ったことがあります。実際、先ほどもいいましたが、いつものバス停っていうのは交通量が多いので、なかなかそこで待つっていうのは、危ないというか危険を感じるということで、橋の上で待ってるっていうことが多いんですけども、なかなかそこまで行くのも大変というふうな状況とかがあって、そういう方の不安であるとか、安心安全に対する町としてどういう取り組みを、高齢者や交通弱者の方に寄り添われているのかなと思い、質問をしました。

今後とも、よろしくお願いします。

次、3 番。ジェンダー平等に配慮した防災対策について。

女性や子ども、高齢者の困りごとを減らす避難所づくりには、避難所の管理責任者や意思決定の場に、女性や多様な人々がかかわることが重要です。

町としての認識を問います。

黒潮町男女共同参画計画に基づいて伺います。

黒潮町男女共同参画計画の中では、少子高齢化や小家族化の進行、地域における人間関係の希薄化など、生活環境の変化が進む中、地域社会の果たす役割はますます大きくなっています。

国の第5次男女共同参画基本計画では、防災、復興、環境問題における男女共同参画の推進が定められるなど、地域社会のさまざまな活動の場面において、男女共同参画の重要性は高まっており、積極的な取り組みを視野に入れる必要があります。

近年、国内では、大地震や土砂災害台風や大雪、竜巻など、様々な自然災害が、頻発していますということで、自然災害が発生したときには、高齢者をはじめ、障がい者、女性や子ども、病人など、災害弱者になりやすい人は、避難活動や被災後の生活などに、より多くの困難を抱えます。

防災の現場には女性の目線が必要であるという視点も浮き彫りになりました、というふうにあるんですけども、黒潮町として、1 番、女性や障害当事者の配置というものについて伺います。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

水野議員の、避難所での女性や障がい者の配置についてのご質問にお答え致します。

避難所の運営については、各施設ごとに避難所運営マニュアルを作成しており、その中では、多様な視点が運営に反映されるよう、女性や障がい者等にも運営メンバーに入ってもらいますとあり、女性等も避難所運営にかかわり、女性等の要配慮対策も行われるものと思われま。

また、要配慮者等の配慮が必要な方の部屋やスペースを定めている施設もあります。

従いまして、各避難所の運営マニュアルどおり運営していただければ、多様な人々の意見が反映された避難所運営がなされるものと思われま。

しかし、避難所で人権に関する問題が発生するのは、普段の社会において、人権意識が希薄であるためともいえます。

避難者での問題を解決するためには、普段から人権を尊重し、多様性を認める社会を築くことが必要と考えま。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7 番（水野佐知君）

具体的には、その自治組織というか、に任せてあるということですか。

それで、町としてももちろん誰かを、町として、例えば防災課で女性の職員とか障がいの当事者とかがいて、そういうこう率先しているっていうふうなことっていうのはありますか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは再質問にお答え致します。

まず、避難所運営マニュアルを作成するに当たりましては、その施設を使うであろう地域の住民の皆さまとともに、避難所運営マニュアルを作成していきま。

その作成されたマニュアルの中に、女性や障がい者等にも運営メンバーに入っていただくということ。それから、多様な視点を反映させた目ができるよう、女性や障がい者が意見をいいやすい運営を心掛けるといったことが、各運営マニュアルの中には記載されております。

皆さんで話し合われてそのようなマニュアルが作られておりますので、当然、避難された方、運営する方、そういった皆さんで、多様な視点に立った避難所の運営、そういったものをしていただきたいというふうに思っています。

とはいえ、なかなか急にそういうふうなこともできないことあるかと思いまので、これまでも答弁してまいりましたが、避難所の運営についてはある一定、再度確認することが必要あるのではないかといいうにも認識しておりますので、訓練等を通じて、そういったことも含め取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7 番（水野佐知君）

公助があつて、自助、共助っていうものが、また成り立ってくるというふうに思いますので、急にはできないというふうに思いますし、今後とも、そのチェックと取り組みを進めていただくようお願いします。

次、2 番。ジェンダー平等の視点に立った、避難所運営には、プライバシー、障害特性への対応、避難所チェックリストを作成することが重要です。その認識と対応を伺いますということで。

先ほど答弁していただいた中にもあったと思うんですけども、障害特性っていうところでは、認知症の方であるとか、また難聴の方であるとか、それから発達障害で、自閉症で自閉スペクトラム障害であるとか、さまざまな障害特性を持った方がいて、慣れない避難所っていうかあの空間の中でパニックになるっていうことは、障害とか高齢者じゃなくても、皆さん、災害の中で起こると思うんですけども。

それについて、町としての考えを問います。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

水野議員の、ジェンダー平等の視点に立った避難所運営のための避難者チェックリスト等の作成についてのご質問にお答え致します。

ジェンダー平等は、平常時、災害時を問わず、大事にしなければならないことであり、女性や性的少数者の安全も確保することが必要です。

避難所には、プライバシーを確保するためなどに利用するパーテーションを配備しています。また、障害者などの特別なニーズを持つ方は、福祉避難所へ避難し、適切な支援を受けられるようにしています。

避難所チェックリストにつきましては、内閣府男女共同参画局が作成した、災害対応力を強化する女性の視点、男女共同参画の視点からの防災復興ガイドラインに避難所チェックシートがありますので、このガイドラインやチェックシートを参考に、ジェンダー平等の視点に立った避難所運営マニュアルとなるよう、避難所運営マニュアル更新の際に活用したいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7 番（水野佐知君）

パーテーションや福祉避難所への対応とか、配置して考えてくださるということです。

福祉避難所に行けない、認知症の方であるとか、障がいのある方っていう方もおられると思いますので、今後も安心安全な対応をお願いします。

3 番、要配慮者の避難対策についてお聞きします。

要援護者台帳の登録者についての、これまでも、ほかの議員からも質問がありましたけれども、それについての対応をお願いします。

大まか過ぎますか。いいですか。すみません。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは水野議員の、要配慮者の避難対策のご質問にお答え致します。

宮川議員への答弁と重複する部分ございますが、ご了承ください。

令和3年度に災害対策基本法が改正され、災害時に何らかの支援が必要な要配慮者、いわゆる避難行動  
用支援者の個別避難計画を策定することが、市町村の努力義務とされました。

これに伴い、従前より地区の自主的な取り組みとして、要配慮者名簿の作成を自主防災組織に依頼して  
おりましたが、令和4年度に見直すこととし、改めて国の基準に準ずる形で避難行動要支援者名簿を作成  
をし、掲載に同意をいただいた方のみ記載した名簿を、地区長、民生児童委員、自主防災組織や消防団な  
どへ配布を致しました。

実際の避難行動に結びつけるには避難訓練が一番大切だと考えておりますので、次年度以降、計画に基  
づく避難訓練を地域とともに実施していきたいと考えております。

また、避難時の支援だけでなく、避難後の支援も避難行動要支援者にとって重要と考えますので、現在  
町内に9か所の福祉避難所がございますが、福祉避難所と連携をとりながら、一緒に避難訓練等を実施し  
てまいります。

以上でございます

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7 番（水野佐知君）

今後とも取り組みを進めていただきますこと、よろしくお願いします。

防災計画の中に、地域での見守り体制の構築やコミュニティの強化を目的として、黄色い旗運動の活  
動を支援します。軒先等に旗が掲げられているかどうかを安否確認してもらう運動についてというふうな  
のがありますけれども、これは町としてどのように取り組みをされていますか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは再質問にお答え致します。

各地区で取り組みを行っております地区防災計画の中の取り組みの1つとして、黄色い旗を掲げて安否  
確認をしておるといふ防災の面に関しましては、そういう取り組みをしている地区も何地区があります。

防災の方としまして、こちらの方を特に全地区で展開していくというようなところまではできておりま  
せんが、そういう取り組みをしておるとこの情報等を、また横展開を図りながら、地区によっては取り入  
れていったりとかっていうようなことをしていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7 番（水野佐知君）

今後とも、取り組みを進めていただきたいと思います。

実際、防災訓練を地域でもやってるんですけども、なかなか体が不自由な方、特に不破原は集会所が  
古い苔が生えた石の階段の上にありますので、その階段を上っていくのが、その苔があつてぬるぬるして  
危ないとか、手すりもないというふうな、集会所の場所がないということがあるんですけども、なか  
なかその避難には至ってないというふうな実情とかもあります。

その中で、今年の防災のシンポジウムの中で、藤縄の防災計画の中で、障がいがあってもあきらめない

というふうな防災計画を聞かせていただいて、少しでもそういうふうには黒潮町全体として、黒潮町の目標ってというのが、誰一人取り残さないという、黒潮町の強みであり、差別化であるというふうな立派な、全国にも知れた取り組みがありますので、少しでもそれに沿うような形になっていきたいというふうに、一緒に取り組んでいきたいと思います。

次、4番。避難のための高齢者等の筋力アップ対策についてということ。

体操教室ということで、佐賀の町民館の方で2週間に1回、体操教室っていうものが取り組まれているんですけれども、これは佐賀の方だけじゃなくて大方の方からも参加されてる方がいるんですけれども。

なぜこの質問をしたかといいますと、この体操教室が始まったきっかけっていうのが、東日本震災のあと、誰もが避難することができる下肢筋力をつけるということで、この体操教室が始まったというふうに聞いています。

開始したのは2012年で、当初は1回だけから半年になり、通年開催へと移行していったと。細かいテーマは、年度ごとに変えていると。で、これについては、黒潮町出身の接骨院の方が講師としてかかわってくださってるんですけれども、例えば、今年度のテーマは脱力でした。しかし大きな目的は、健康になる、健康を維持するということです。開催時の平均人数は20人、一時期は30人くらいで行っていた時期もありました。今現在は、5、6人くらいになっています。コロナ時から一気に激減して、そのまま戻ってきていません。

で、コロナ以降、参加者がどんどん減っていますと。理由は、いろいろあると思います。一度行かなくなったから、行きづらくなった。やればいいことは分かっているけど、いろいろな理由をつけて行けていないなど、つまり、その人の中での優先度ランキングで体操が下がっているのだと思います。もちろん、別の体操を行っている方などもいると思います。ずっと続けて参加している方は、それなりに効果を感じておられて、体操を継続されることの大切さが分かっているということなんですけれども。

それについて、この取り組みについて、町の考えをお聞きます。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、水野議員の3の4番についてお答え致します。

佐賀町民館で行っております健康体操教室のことがメインのようでありますので、私の方からお答えさせていただきます。

佐賀町民館や大方町民館では、地域交流促進事業としていろいろな事業を行っております。

佐賀公民館では、議員ご質問のパワーアップ健康教室以外に、ヨガ教室や和太鼓教室を、大方町民館でも、健康ダンス教室や紙バンド教室などを行っております。

佐賀町民館のパワーアップ健康教室につきましては、月2回、第2、第4水曜日の夜に、インストラクター、ほっと整骨院の森田さんであります、を招いて行っております。

コロナ禍前の令和元年度は、年間350人以上の方が参加していましたが、コロナ禍では150名程度まで減少しています。開催自粛により実施回数が少なくなっているの、単純には比較できませんが、参加者の減少が避難行動に影響が出るようであれば、もう少し参加者を増やすための対策を考えなければいけないと思っております。

先ほどの健康福祉課長の答弁でもありましたが、黒潮町は災害対策基本法に基づき、災害時の避難に何らかの支援が必要な方を、避難行動要支援者として個別の避難計画を策定しています。当事者やそ

の家族の了解を得て、地域調整会議という関係機関で組織する会議で、その方に合った個別避難計画を作成しています。災害時の避難行動は、自助、共助、公助によって行われますが、公助が届くまでの共助の部分を補填してくれるものであります。

町は、この個別避難計画を作成するに当たり、身体障害者手帳をお持ちの方や要介護認定を受けている方以外に、町長が特に必要と認める場合として、高齢に伴う身体機能の低下で支援が必要な方も対象にしていますので、地域の皆さんの協力もいただきながら、避難行動を支援する体制を推進しています。

また、避難時の支援だけでなく、避難されたあとの避難所での支援も重要ですので、町内に9か所ある福祉避難所と連携しながら、避難訓練を行っているところであります。

いずれに致しましても、自分で逃げる体力を維持するために運動教室などを積極的に利用していただき、それがどうしても厳しくなったときは、共助、公助の部分で、地域とともにサポートをしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7 番（水野佐知君）

公助の基本があって、自助、共助ということもまた成り立つと思いますので、今後も取り組みを進めていただきますよう、お願いします。

次、5 番、避難のための高齢者等の筋力アップ対策についてということで、C 型デイについてお聞きします。

大方と佐賀で取り組まれていた、C 型のデイサービス。3 か月間、週 2 回、専門職員が運動機能向上プログラムを実施することで、介護予防、介護状態の軽減、悪化の防止を図るということで3つの、3 点セットの器具を使ってC型デイサービスが取り組まれていましたが、佐賀の方の拳ノ川のC型デイが、今年1月から休止となったと。来年度もお休みということですが、コロナ禍で外に外出する機会が減り、高齢者の筋力低下が著しいというふうに聞いています。

このことでの弊害と対応についてお聞きします。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは水野議員の、高齢者の筋力アップ対策、C 型デイのご質問にお答え致します。

まずは、通告書に基づいたお答えをさせていただきます。

当町では、介護保険事業のサービスの中で、町内に心身の機能回復に向けたサービスがなかったため、デイサービス事業所内で機能回復の運動をするために、通所型短期集中運動機能向上サービス、通称C型と呼んでおりますが、そのサービスを平成 29 年 3 月から開始をしております。

最初は、デイサービスセンター浮鞭にて開始をし、その後、社協が行っています通所介護事業所こぶしにおいて開始をしました。

運動機能の回復のみでなく、3 か月の運動実施後に自己管理ができるよう、健康に過ごすための学習を行いながら、意識の向上にも取り組んでいます。

3 か月限定のサービスを基本としているため、3 か月終了後は、ご自身が望まれる社会参加活動につながるよう、地域包括支援センターの介護支援専門員が介護予防支援計画を立て、このサービスを卒業できる

よう支援をしております。

津波の浸水想定区域にお住まいの方では、介護予防支援計画に避難行動をテーマにした目標を立てる方もおりますので、結果的には、避難タワーまで歩いて上がれるようになったという方も実際におられました。

この運動をすることで、下肢筋力や歩行能力が向上しますので、日常の介護予防の取り組みが、結果的に避難行動のための筋力アップにつながっているということはいえると思われます。

しかし、あくまでも介護保険のサービスとなりますので、避難のためということではなく、ご自身の自立支援のための事業となるものでございます。

今後も、住民の皆さまが住み慣れた自宅で、ご自身が望む生活ができるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7 番（水野佐知君）

佐賀の方で、C 型デイを 3 か月で卒業したあと、その後 1 か月、3 か月、半年とかっていうふうな中で、卒業生の取り組みをされてたと思いますが、それについては、今後どうなるんでしょうか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

冒頭、議員いわれましたとおり、1 事業所の職員が不安定なため、2 事業所で回っていた取り組みが、1 年間休みになってしまいます。

事業者の人員のことであるために、一定仕方がないというふうには考えておりますけれども、ただこれまで、このサービスを利用してきた方たちに迷惑をかけないようということで、3 か月終了後からの自宅での生活に係るモニタリングについて、C 型にかかわった職員が 2 名体制でフォローに当たってくれと事業所の方からは聞いておりますので、そこは事業所の方をお願いをしております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7 番（水野佐知君）

事業所の都合であるということと、それと、介護の職員が少ないという点ではなかなか難しい面もあると思いますが、高齢者が自立支援という面では、特に黒潮町では高齢の方もあきらめないということで、町の誰一人取り残されないということで、それに沿って、住民も希望を持って自分の運動とかに取り組んでおられると思いますので、今後も事業所とも連携して取り組んでいってほしいというふうに思います。

もう一つ、質問があるんですけども。

男女共同参画のところで、地域住民団体等との連携というところで、男女共同参画の推進は、住民や企業、関係機関、各種団体やマスメディア、ボランティア団体などによる、自主的、主体的な活動が不可欠であり、このような活動との連携や支援を図り、広報や情報提供を通じて、より幅広い参画を促進しますということで、本計画の推進に当たっては、計画、プラン、実行、点検、評価、改善ということで、PDCA サイクルの考え方にに基づき、常に改善を図ります。また、部署間の連携や調整を図り、総合チェック機能

や専門部署の見地から見た助言、協働体制の構築を目指しますというふうにあります、これについての町の取り組みをお聞きます。

これについては、私がこの質問、ジェンダー平等に配慮した防災対策についてということで、普通だったら、情報防災課だけから話を聞けばいいかと思うんですけども、いろいろな5つの部署から、5つの部署じゃなですね。従来の行政の縦型ではない、さまざまな視点からの各部署の連携ということが重要であると思います。

特に、防災対策、命と暮らしを守るということでは、すごく重要な町としての視点だと思いますが、これについてのお考えをお聞きます。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

すみません。男女共同参画計画を策定してる部署が、当課、地域住民課であります。

今回、質問でちょっと想定しておりませんでしたので、すみません、資料としてはございませんが、令和3年度の4月から改定をしております。現在、5年間の前期の期間でして、3、4、5、6、7、7年度までが、前期の男女共同参画計画の期間中であります。

令和7年度に見直しをしてですね、令和8年度からまた5年間の計画となる予定であります。

今議員がいわれましたことにつきましては、この見直しの期間に作業において意見をいただいて、この計画に入れるかどうかについて検討したいと思いますので、今ここでどのようなものであるかという明確な答弁ができませんことをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

また、来年度見直しがあるということで。今後も、地域の住民、団体等との連携をして、より良い黒潮町となるよう取り組んでいただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、水野佐知君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

この際、10時55分まで休憩します。

休 憩 10時 40分

再 開 10時 55分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第66号、黒潮町地域医療審議会設置条例の制定についてから、議案第105号、黒潮町立水産関係等共同作業場に係る指定管理者の指定についてまでを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務教育常任委員長、澳本哲也君。

総務教育常任委員長（澳本哲也君）

それでは、総務教育常任委員会に付託を受けました議案について、その審査の経過及び結果を報告致します。

当委員会は副町長、関係課長、議員出席のもと、3月11日本議会終了後から12日午前11時45分まで委員会を開催し、慎重に審査致しました結果、当委員会に付託された議案について全て全会一致で可決すべきものと決しました。

これより、審査の過程において論議された主な事項についてのみ、その概要を申し上げます。

まず、議案第68号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例についてです。

委員より、課と室の違いは、そしてこれからの予算が大きくなるが、何人体制で業務を行うのかとの質疑がありました。

執行部より、プロジェクトの関係する事、専門性を持って行うのが室で、今回の室は、期限があるとの見通しであると。室長を含め4人体制で業務に当たるとのことでした。

議案第70号、黒潮町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例についてです。

委員より、機能別団員に年齢制限はあるのか。何人でも参加できるのかとの質疑がありました。

執行部より、現場で動ける人であれば年齢制限はありません。黒潮町消防団員と機能別団員の定員290人以内で抑える。基本的に消防団OBの方に参加してもらいたいとのことでした。

議案第80号、黒潮町宮川奨学資金貸与条例の一部を改正する条例についてです。

委員より、教育長から町長に変更になったのはなぜか、との質疑がありました。

執行部より予算の執行は町長なので、変更することになったとのことでした。

議案第81号、令和5年度一般会計補正予算についてです。

ページ26ページ、2款総務費、1項3目、財産管理費、17節の備品購入費の公用車、マイナス406万7,000円。委員より、入札減ということだが、金額的に大き過ぎるのではないかという質疑がありました。

執行部より、2トンダンプは購入したが、パトロールの車を30年以上経過しているので購入予定でしたが、既存のプリウスをパトロール車に塗装し直し、使用しているため減額になったということでありました。

ページ28から29ページ、6目企画費の12節委託料、黒潮町教育振興交流施設建築工事管理業務委託の548万5,000円から、14節工事請負費、黒潮町教育振興交流施設建築工事費5億7,139万5,000円。

17節備品購入費、黒潮町教育振興交流施設備品850万。

委員より、令和6年度中に工事は完成するとのことだが、現在借りている借家、しらゆりはどうするのかとの質疑がありました。

執行部より、現在借りている借家、しらゆりは予備のために借りておくとのことでした。

委員よりもう1点、この交流施設を建設することに対して、県外へのアピールはどうするのかとの質疑がありました。

執行部より、サッカー女子監督が県外へスカウトに行く場合、この施設があることはアピール力が大きく違う。そして未来留学にも視点を置いて対応するということでありました。

ページ43ページ、3款民生費、3項児童福祉費の2項児童措置費、18節負担金補助及び交付金負担金の施設型保育給付3,500万円。

委員より、増額の理由はとの質疑がありました。

執行部より、当初の見込みより児童数が多くなった。今年度10月の時点で30人増えたとのことでした。

ページ59ページ、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の17節備品購入費、黒潮町立小中学校机

椅子購入、マイナスの 250 万円。

委員より、減額は入札減ということだが、購入した数と取り換えた机と椅子はどうしているのかとの質疑がありました、

執行部より、机 389、椅子 259 購入をしたと。以前の机と椅子は、伊与喜小学校に保管をしておりますということです。災害など起こったときの対応にこれが必要になってくるのではないかとということで、保管をしていくということでした。

議案第 90 号、令和 6 年度黒潮町一般会計予算についてです。

ページ 61 ページ、9 目交通安全対策費、18 節の負担金補助及び交付金、補助交付金の運転免許証返納支援制度補助金 4 万 4,000 円ですが、委員より、返納者は年間何人を想定しているのかとの質疑がありました。

執行部より、年間 40 人分を想定してをしておりますということです。今年度も 30 人以上返納をしていて、70 歳代の人も返納をしているということです。

ページ 70 ページ、2 項 1 目税務総務費、18 節負担金補助及び交付金の負担金で、幡多広域租税債権管理機構分担金の 451 万 5,000 円。

委員より、何人分を予定をしておるのかという質疑がありました。

執行部より、来年度は 30 人予定している。年々減少していて、高額な債権者も減ってきているということとであります。

ページ 152、9 款消防費、1 項 1 目、常備消防費の 18 節負担金補助及び交付金の負担金、黒潮消防署救急車両整備負担金の 2,246 万 1,000 円。

委員より、新規の購入かとの質疑があり、執行部より、現在の消防車の更新のための購入であったが、救急体制強化のため現在の救急車もそのまま残し、2 台体制にするよう消防署で協議しているということとありました。

議案第 82 号、令和 5 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算について。

委員より、減額した理由はとの質疑がありました。

執行部より、新規希望者が減ってきた。当初の見込みは、高校が件、大学が 15 件だったのが、実績では、高校 1 件、大学 5 件。継続の見込みが、高校 4 件、大学 17 件。実績が高校が 4 件、大学が 15 件だったため、さまざまな奨学資金があり、2 口、3 口を借り入れせず、1 口で終わらせることが多くなったということとであります。

委員より、社会情勢や物価のことなどを考えると、貸付額をこれから増額することも検討する必要があると思うとの意見がありました。

議案第 99 号、令和 6 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算についてです。

ページ 10 ページ、2 款事業費、1 目情報通信事業、放送サービス提供事業の 12 節委託料放送サービス委託 1,864 万 3,000 円は、委員より、放送番組がマンネリ化している。中身の検討が必要なのではないかとの質疑がありました。

執行部より、区長会でも同じような意見が出ていた。番組の在り方を委託先とこれから協議検討をしていくとのこととあります。

そして、議案第 67 号、議案第 69 号、議案第 71 号、議案第 79 号、議案第 83 号、議案第 91 号、議案第 92 号は、付託された中で質疑がありませんでしたことを報告致します。

以上、総務教育常任委員会の報告であります。

以上です。

議長（中島一郎君）

これで、総務教育常任委員長の報告を終わります。

これから、総務教育常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、総務教育常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設厚生常任委員長、濱村美香君。

産業建設厚生常任委員長（濱村美香君）

それでは、3月11日月曜日から13日水曜日に開催しました産業建設厚生常任委員会において、付託されました議案の審査について、報告致します。

今回、付託されました議案は、配布の委員会審査報告書に記載のとおり、29議案となっています。29議案共に討論はなく、そのうち28議案については全会一致で、1議案については賛成多数で可決すべきものとなりました。

以下の報告は、補足説明や質疑、委員からの意見等があった点を中心に行いたいと思います。

議案第66号、黒潮町地域医療審議会設置条例の制定について。

今回新しく制定するもので、町全体の医療体制を整えるとともに、これまでの医療問題検討委員会の機能を内包するものである、とのことでした。

委員からは、実際に医療を活用する立場にある者の意見も反映できるような形をとっていただきたいとの意見がありました。

議案第67号、黒潮町債権管理条例の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、本会議の説明のとおりで、特段の質疑はありませんでした。

議案第72号、黒潮町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について。

これまで、15歳までが対象であった医療費助成が18歳まで引き上げられるという条例の改正で、その対象は学生に限らず、就労をしても18歳まではこの助成が受けられるとのこと。国の通達はまだの状況であるが、高知県人口減少対策総合交付金の活用を見込んだ先行的な町単独の取り組みで、令和6年4月1日からの医療費が助成対象との説明がありました。

議案第73号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例について。

本会議の説明のとおりで、介護保険料の多段階化で、低所得者には負担軽減を、高所得者には負担増を行う改定との説明がありました。

議案第74号、黒潮町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について。

国の定めるものの改正により、条例の一部を改正するもので、その主な内容は、ケアマネ1名が受け持ちできる人数の拡大や、月1回の訪問によるモニタリングについては、状態が安定している方で、ご本人や主治医等の同意が得られるなどの条件によりデジタル活用によるモニタリングが可能となるなどの中身が改正が盛り込まれているとの説明がありました。

議案第75号、黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、本会議の説明のとおりで、特段の質疑はありませんでした。

議案第 76 号、黒潮町分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について。

この条例の改正は、急傾斜地崩壊対策事業や県単独及び町単独で実施される、がけくずれ住家対策事業の所有者である住民負担割合の大幅な軽減を行うものとの説明がありました。

委員より、大幅に負担を軽減してくれるが、そのきっかけはとの質疑があり、執行部から、黒潮町は津波や河川増水のリスクがあるため、新築する際の制限がある。町内で新築する場所が少ないため、近隣市町村との比較をした上で、今回、町が独自に提案したものとの説明がありました。

議案第 77 号、黒潮町水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第 78 号、黒潮町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について。

この 2 議案については、本会議の説明のとおりで、特段の質疑はありませんでした。

議案第 81 号、令和 5 年度黒潮町一般会計補正予算について。補正予算書は 49 ページ。

6 款 2 項 2 目 7 節の報償費、有害鳥獣捕獲報奨金 370 万円の減額について委員より、有害鳥獣ハンターの減によるものかとの質問に対し、執行部から、高齢化の状況にはあるが、令和 4 年度と比較し捕獲量が減ったわけではないとの説明がありました。

そのほか、海洋森林課より、漁協の統合について、建物の老朽化と人材不足により、高知銀行佐賀支店跡地へ事務所を移転するとの説明がありました。

議案第 84 号、議案第 85 号、議案第 86 号、議案第 87 号、議案第 88 号の 5 議案については、本会議同様の説明で、特段の質問はありませんでした。

議案第 89 号、令和 5 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計補正予算について。

本会議と同様の説明で、令和 6 年度は、漁業集落排水事業とともに企業会計にて会計管理を行うとの説明がありました。

議案第 90 号、令和 6 年度黒潮町一般会計予算について。予算書 68 ページ。

2 款 1 項 14 目、ふるさと納税に関する説明では、令和 6 年度の寄附金額は 10 億円を見込み、その経費として 4 億 9,721 万円を計上している。返礼品取扱業務は、黒潮町缶詰工場に 1,073 万円で委託予定となっているとのことです。

委員より、全国的に課題となっているようなところは、国の規定通り運用できているかとの質疑があり、執行部から、返礼品は町内で生産されているものを使用し、寄附額の 30 パーセント以内を遵守している。次年度の課題として、配送料のアップや物価高騰により経費が寄附額の 2 分の 1 を超える可能性があるため、動向を注視していくとの説明がありました。

予算書 110 ページ。

4 款 1 項 10 目、脱炭素対策費 4 億 6,414 万円のうち、主なものは 18 節負担金補助及び交付金で、今年度、自家消費用太陽光パネルの個人向け補助と、電化製品の買い替えに対する補助が主なものとなっている。

委員より、電化製品の購入は町内業者に限る、などの制約は可能かとの質疑があり、執行部から、国の要項も定まっておらず、対象機器も決定していないが、なるべく町内事業所が活用できるように推進していくとのことでした。

予算書 125 ページ。6 款 2 項 2 目、林業振興費のうち 18 節負担金補助及び交付金造林事業補助金 970 万円について、委員から、造林事業における災害を防ぐための樹種木の種類はとの質疑があり、執行部から、県の補助ベースに乗って行うため、ヒノキが中心となっている。なるべく切り捨てがけない方法を模索して

いくとの説明がありました。

予算書 132 ページ。

7 款 1 項 2 目、商工振興費のうち、1 節報酬の 45 万 6,000 円は、高速道路の延伸に合わせて準備していく道の駅上川口（仮称）設置検討委員会の委員への報酬で、年 4 回 20 名を想定しているとのことでした。

委員より、町内の若い世代を委員に加えて、まちの活性化につなげてほしい、との意見がありました。

予算書 139 ページ。

7 款 1 項 4 目、産業推進費のうち、18 節補助交付金、黒潮町水産加工継続支援事業費補助金 300 万円は、ちりめんじゃこ加工業者 7 社に対して 40 万円から 50 万円補助するもの。これはハサップの関係で、営業許可に関する改修に対するものとの説明がありました。

委員より、味噌や漬物なども含めて、地域の味を残す意味で、生産者補助も検討願いたいとの意見がありました。

予算書 148 ページ。

8 款 5 項 2 目、都市環境整備事業費、12 節委託料 1,500 万円は、大規模盛土造成宅地の 2 次スクリーニングで、今回は錦野団地を予定している。入野地区の都市下水路の調査、公園区域の解除による建築規制や都市計画の見直し等が含まれているとのことでした。

予算書 149 ページから 151 ページ。

8 款 6 項、住宅費の 4 億 3,691 万円の中には、明神第 1 団地の倉庫 12 戸分の建て替え、横浜改良住宅 3 期目 4 戸、浜松改良住宅 3 期目 6 戸の解体から建設が行われるとのこと。弘野団地の町営住宅のトイレ改修で和式から洋式への改修工事 21 戸分、老朽住宅除去事業補助金 10 件分 1,300 万円が含まれているとの説明がありました。

議案第 93 号、議案第 94 号は、本会議同様の説明で、特段の質疑はありませんでした。

議案第 95 号、令和 6 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算について。

委員より、代診委託として 330 万円の収入の説明を、との質疑があり、執行部から、拳ノ川診療所の澤田医師が、津野町と沖ノ島へ診療に行く分の収入であるとの説明がありました。

議案第 96 号、議案第 97 号、議案第 98 号の 3 議案は、本会議同様の説明で、特段の質疑はありませんでした。

議案第 100 号、令和 6 年度黒潮町集落排水事業特別会計予算について。

令和 6 年度から漁業集落排水事業と農業集落排水事業を公益企業会計に移行し、会計が一本化された予算となっているとのことでした。

議案第 101 号、令和 6 年度黒潮町水道事業特別会計予算について。

令和 6 年度、上川口取水場の整備において急速濾過器設置を行うとの説明があり、委員より、工事開始と造成の必要はとの質疑があり、執行部より、材料が確保できるかどうか課題はあるが、年度明け早々に発注予定。造成は、主に切土で、地盤改良も必要とのことでした。

議案第 102 号、議案第 103 号、議案第 104 号の 3 議案についても、本会議同様の説明で、特段の質疑はありませんでした。

議案第 105 号、黒潮町立水産関係等共同作業場に係る指定管理者の指定については、期間の満了に伴い、新たな公募の形によって選考委員による選定が行われたとの説明があり、特段の質疑等はありませんでした。

以上、審査の結果は、29 議案ともに討論はなく、28 議案については全会一致で、第 74 号の 1 議案につ

いては、賛成多数にて可決すべきものとなりました。

これで、産業建設厚生常任委員会からの報告を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、産業建設厚生常任委員長の報告を終わります。

これから、産業建設厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

小松君。

11 番（小松孝年君）

1 点だけです。

議案第 74 号は賛成多数なわけですけども、その賛否を表明しなかった、討論とか何かありましたか。

議長（中島一郎君）

産業建設厚生常任委員長。

産業建設厚生常任委員長（濱村美香君）

討論はなかったのですが、採決のときに手が挙がらなかった方がいたということで、中身についてきくと、何かこう疑義が生じたのだと思います。

討論がなかったので、ちょっと中身については把握をしておりません。

議長（中島一郎君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、産業建設厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これで、各常任委員長の報告及び各常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。

初めに、議案第 66 号、黒潮町地域医療審議会設置条例の制定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 66 号の討論を終わります。

次に、議案第 67 号、黒潮町債権管理条例の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 67 号の討論を終わります。

次に、議案第 68 号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 68 号の討論を終わります。

次に、議案第 69 号、黒潮町会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 69 号の討論を終わります。

次に、議案第 70 号、黒潮町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 70 号の討論を終わります。

次に、議案第 71 号、黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 71 号の討論を終わります。

次に、議案第 72 号、黒潮町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

宮地葉子君。

4 番 (宮地葉子君)

反対討論なければ賛成討論、いいですか。反対討論が先ですか。

議長 (中島一郎君)

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

宮地葉子君。

4 番 (宮地葉子君)

これは医療費、子どもの医療費無料化についての、今までは中学卒業までだったのが 18 歳までに延長してくれました。

これは多くの住民が望んでたことで、中学卒業までの医療費が前大西町長のときに実現してくれたんですけど、ここへ来るまでにまた 10 年ぐらいかかったんですが、私も質問しましたし、同僚議員もこの点について質問して、町長はですね準備はしてると、機は熟してるという答弁をしてくれたんですけど、今回、これに挙がったことで、大変住民にとっては私は喜ばしいことだと思って、賛成討論します。

議長 (中島一郎君)

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 72 号の討論を終わります。

次に、議案第 73 号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 73 号の討論を終わります。

次に、議案第 74 号、黒潮町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一

部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 74 号の討論を終わります。

次に、議案第 75 号、黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 75 号の討論を終わります。

次に、議案第 76 号、黒潮町分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 76 号の討論を終わります。

次に、議案第 77 号、黒潮町水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 77 号の討論を終わります。

次に、議案第 78 号、黒潮町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 78 号の討論を終わります。

次に、議案第 79 号、黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 79 号の討論を終わります。

次に、議案第 80 号、黒潮町宮川奨学資金貸与条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 80 号の討論を終わります。

次に、議案第 81 号、令和 5 年度黒潮町一般会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 81 号の討論を終わります。

次に、議案第 82 号、令和 5 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 82 号の討論を終わります。

次に、議案第 83 号、令和 5 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 83 号の討論を終わります。

次に、議案第 84 号、令和 5 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 84 号の討論を終わります。

次に、議案第 85 号、令和 5 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 85 号の討論を終わります。

次に、議案第 86 号、令和 5 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 86 号の討論を終わります。

次に、議案第 87 号、令和 5 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 87 号の討論を終わります。

次に、議案第 88 号、令和 5 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 88 号の討論を終わります。

次に、議案第 89 号、令和 5 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 89 号の討論を終わります。

次に、議案第 90 号、令和 6 年度黒潮町一般会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 90 号の討論を終わります。

次に、議案第 91 号、令和 6 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 91 号の討論を終わります。

次に、議案第 92 号、令和 6 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 92 号の討論を終わります。

次に、議案第 93 号、令和 6 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 93 号の討論を終わります。

次に、議案第 94 号、令和 6 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 94 号の討論を終わります。

次に、議案第 95 号、令和 6 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 95 号の討論を終わります。

次に、議案第 96 号、令和 6 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 96 号の討論を終わります。

次に、議案第 97 号、令和 6 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 97 号の討論を終わります。

次に、議案第 98 号、令和 6 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 98 号の討論を終わります。

次に、議案第 99 号、令和 6 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 99 号の討論を終わります。

次に、議案第 100 号、令和 6 年度黒潮町集落排水事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 100 号の討論を終わります。

次に、議案第 101 号、令和 6 年度黒潮町水道事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 101 号の討論を終わります。

次に、議案第 102 号、黒潮町畜産団地施設に係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 102 号の討論を終わります。

次に、議案第 103 号、黒潮町さが交流拠点施設なぶら土佐佐賀に係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 103 号の討論を終わります。

次に、議案第 104 号、黒潮町地域特産品処理加工施設に係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 104 号の討論を終わります。

次に、議案第 105 号、黒潮町立水産関係等共同作業場に係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 105 号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については、反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第 66 号、黒潮町地域医療審議会設置条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 66 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 67 号、黒潮町債権管理条例の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 67 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 68 号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 68 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 69 号、黒潮町会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 69 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 70 号、黒潮町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 70 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 71 号、黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 71 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 72 号、黒潮町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 72 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 73 号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 73 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 74 号、黒潮町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 74 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 75 号、黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 75 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 76 号、黒潮町分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 76 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 77 号、黒潮町水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 77 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 78 号、黒潮町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 78 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 79 号、黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 79 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 80 号、黒潮町宮川奨学資金貸与条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 80 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 81 号、令和 5 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 81 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 82 号、令和 5 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 82 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 83 号、令和 5 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 83 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 84 号、令和 5 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 84 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 85 号、令和 5 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 85 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 86 号、令和 5 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 86 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 87 号、令和 5 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 87 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 88 号、令和 5 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 88 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 89 号、令和 5 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 89 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 90 号、令和 6 年度黒潮町一般会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 90 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 91 号、令和 6 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 91 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 92 号、令和 6 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 92 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 93 号、令和 6 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 93 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 94 号、令和 6 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 94 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 95 号、令和 6 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 95 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 96 号、令和 6 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 96 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 97 号、令和 6 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
挙手全員です。

従って、議案第 97 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 98 号、令和 6 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
挙手全員です。

従って、議案第 98 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 99 号、令和 6 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
挙手全員です。

従って、議案第 99 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 100 号、令和 6 年度黒潮町集落排水事業特別会計予算についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
挙手全員です。

従って、議案第 100 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 101 号、令和 6 年度黒潮町水道事業特別会計予算についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
挙手全員です。

従って、議案第 101 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 102 号、黒潮町畜産団地施設に係る指定管理者の指定についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
挙手全員です。

従って、議案第 102 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 103 号、黒潮町さが交流拠点施設なぶら土佐佐賀に係る指定管理者の指定についてを採決  
します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
挙手全員です。

従って、議案第 103 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 104 号、黒潮町地域特産品処理加工施設に係る指定管理者の指定についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
挙手全員です。

従って、議案第 104 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 105 号、黒潮町立水産関係等共同作業場に係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 105 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

ここで、この際、13 時 30 分まで休憩致します。

休 憩 12 時 00 分

再 開 13 時 30 分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 3、議案第 106 号、固定資産評価審査委員会の委員の選任についてから議案第 108 号、固定資産評価審査委員会の委員の選任についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは、議案第 106 号、固定資産評価審査委員会の委員の選任について、説明させていただきます。

固定資産評価審査委員会の黒潮町入野 2638 番地 1、昭和 34 年 9 月 17 日生まれの千谷和人委員の任期が、令和 6 年 5 月 15 日をもって任期満了となるため、再度選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

千谷氏は、黒潮町職員として長年の行政経験をお持ちであり、人望も厚く、固定資産評価等にも精通し、現在も委員を務めていただいております、引き続き委員にお願いするものでございます。

なお、任期につきましては、令和 6 年 5 月 16 日から令和 9 年 5 月 15 日となっております。

続きまして、議案第 107 号、固定資産評価審査委員会の委員の選任について、説明させていただきます。

固定資産評価審査委員会の黒潮町田野浦 980 番地 1、昭和 30 年 9 月 3 日生まれの野並誠路委員の任期が、令和 6 年 5 月 15 日をもって任期満了となるため、その後任として新たに、黒潮町下田の口 822 番地 57、昭和 29 年 8 月 25 日生まれの田中由寿美氏を選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

田中氏は、黒潮町職員として長年の行政経験をお持ちであり、人望も厚く、固定資産評価等にも精通しておられる方でございます。

このようなことを踏まえ、田中氏が適任であると判断して、提案させていただくものでございます。

なお、任期につきましては、令和 6 年 5 月 16 日から令和 9 年 5 月 15 日となっております。

続きまして、議案第 108 号、固定資産評価審査委員会の委員の選任について、説明させていただきます。

固定資産評価審査委員会の黒潮町佐賀 876 番地 1、昭和 23 年 7 月 27 日生まれの前田唯義委員の任期が、令和 6 年 5 月 15 日をもって任期満了となるため、その後任として新たに、黒潮町出口 175 番地 2、昭和 55 年 6 月 20 日生まれの山沖直樹氏を選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

山沖氏は、司法書士、また、行政書士としてご活躍をされており、人望も厚く、固定資産評価等にも精通しておられる方でございます。

このようなことを踏まえ、山沖氏が適任であると判断して、提案させていただくものでございます。

なお、任期につきましては、令和6年5月16日から令和9年5月15日となっております。

以上で、提案説明を終わります。

議案第106号、第107号、第108号につきまして、ご同意を賜りますよう、よろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

また、本案は人事案件です。慣例に従い、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

異議なしと認めます。

従いまして、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第106号、固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを採決します。

千谷和人君を選任することに、賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従いまして、固定資産評価審査委員会の委員として、千谷和人君を選任することについては、同意することに決定致しました。

次に、議案第107号、固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを採決します。

田中由寿美君を選任することについて、賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従いまして、固定資産評価審査委員会の委員として、田中由寿美君を選任することについては、同意することに決定致しました。

次に、議案第108号、固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを採決します。

山沖直樹君を選任することについて、賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従いまして、固定資産評価審査委員会の委員として、山沖直樹君を選任することについては、同意することに決定致しました。

これで、採決を終わります。

日程第4、議案第109号、教育委員会の委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは、議案第109号、教育委員会の委員の任命について説明させていただきます。

教育委員会委員の黒潮町浮鞭1753番地、昭和35年1月1日生まれの松井和久委員が、令和6年6月5

日をもって任期満了となることに伴い、その後任として、黒潮町下田の口 377 番地、昭和 35 年 1 月 17 日生まれの荒木剛氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

荒木氏は、人望も厚く、幡多中央消防組合の職員として長年勤務されており、教育行政への見識も高く、新たに教育委員会委員としてお願いするものでございます。

なお、任期につきましては、令和 6 年 6 月 6 日から令和 10 年 6 月 5 日となっております。

以上で、提案説明を終わります。議案第 109 号につきまして、ご同意を賜りますよう、よろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

また、本案は人事案件です。慣例に従い、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従いまして、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖します。

ただ今の出席議員は 12 人です。

次のとおり、立ち合い人を指名します。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立ち合い人に、6 番、浅野修一君、7 番、水野佐知君を指名します。

投票用紙をお配りします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（なしの声あり）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

浅野君及び水野君は、投票箱の点検をお願いします。

異常はありませんか。

（なしの声あり）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本案は原案のとおり荒木剛君を任命することについて、同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第 83 条の規定により、否と見なしますのでご了承願います。

それでは、1 番議員から順次投票をお願いします。

投票漏れはありませんか。

（なしの声あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

浅野君及び水野君は、開票の立ち会いをお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数 12 票。

そのうち、有効投票 12 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、賛成 12 票、反対 0 票です。

以上のとおり賛成全員です。

従いまして、議案第 109 号、教育委員会の委員の任命について、荒木剛君を任命することについては、原案のとおり同意することに決定しました。

これで、採決を終わります。

議場の出入り口を開きます。

日程第 5、議案第 110 号、教育長の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは、議案第 110 号、教育長の任命について説明させていただきます。

黒潮町入野 5271 番地 8、昭和 33 年 8 月 1 日生まれの畦地和也教育長の任期が、令和 6 年 4 月 30 日をもって任期満了となるため、後任として、高知市福井町 1000 番地 14、昭和 34 年 12 月 10 日生まれの宮川雅一氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

宮川雅一氏は、黒潮町出身で、高校教諭として長年勤められ、在職中には学校長も経験された方で、退職後の現在は、高知県高等学校 PTA 連合会の事務局長の職に就かれています。

教育に精通しており、人望も厚く、学校関係者にも信頼がございまして、これまでの実績を活かし、黒潮町の教育行政をまとめ上げていただけるものと確信をしております。

なお、任期につきましては、令和 6 年 5 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日となっております。

以上で、提案説明を終わります。議案第 110 号につきまして、ご同意を賜りますよう、よろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

また、本案は人事案件です。慣例に従い、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従いまして、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖します。

ただ今の出席議員は 12 人です。

次のとおり、立ち合い人を指名します。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立ち合い人に、9 番、山本久夫君、10 番、吉尾昌樹君を指名します。

投票用紙をお配りします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

山本久夫君及び吉尾君は、投票箱の点検をお願いします。

異常はありませんか。

(なしの声あり)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本案は原案のとおり宮川雅一君を任命することに、同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第 83 条の規定により、否と見なしますのでご了承願います。

それでは、1 番議員から順次投票をお願いします。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

山本久夫君及び吉尾君は、開票の立ち会いをお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数 12 票。

そのうち、有効投票 12 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、賛成 11 票、反対 1 票です。

以上のとおり、賛成多数です。

従いまして、議案第 110 号、教育長の任命について、宮川雅一君を任命することについては、原案のとおり同意することに決定しました。

これで、採決を終わります。

議場の出入口を開きます。

ここで、諸行事を行います。

先ほどの議案でお分かりのとおり、畦地教育長が 4 月末日で任期満了を迎えられます。任期満了に当たり、ご勇退される旨の報告を受けております。

ここで、畦地教育長から、任期を満了するに当たり一言ごあいさつを賜りたいと存じます。

畦地教育長、よろしくお願い致します。

教育長（畦地和也君）

それでは、退任に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

私は1978年、昭和53年に大方町の職員に採用されました。今、ここへ立ってみますと、とうとうこの日が来たかという思いと、ようやくこの日が来たなという思いで、複雑な思いであります。

この間、多くの先輩、同僚、そして後輩、そして地域の皆さんに本当に支えられて、これまで来れたというふうに思いますし、管理職になってからは、議員の皆さまにはたくさんの質問をいただきました。そのたびにいろいろ気付かされることがあって、自分なりに調べ、で自分の考えをまとめて、一生懸命真摯に答弁をしてきたつもりでありますけれども、必ずしも皆さんとは意見が一致をしなかった部分もありますけれども、私としては、その後のそれぞれの業務に反映をさせることができて、非常にうれしく思った次第であります。

46年間のうち26年間を、保育、教育のラインで仕事をさせていただきました。最後の6年間、こうして教育長ということで、その責任ある立場で仕事をさせてもらいましたけれども、振り返ってみて、もっととあすればよかったなど、逆に、あすするんじゃないかなと、本当にできないことがたくさんあったなという思いでいっぱいですし、何よりも、半分の期間まあコロナでしたから、その条件の中でいろいろ判断をし、対策を考え、対応してこなければならなかったというのも、就任時には想定外のことでありました。

46年、振り返ってみてさまざまなことが頭に浮かびますけれども、何よりもやはり、ふるさとのために仕事ができたと。これが本当に私は一番うれしかったですし、職業人として、本当に幸せな職業人生ではなかったかなというふうに思っております。

これからは、私、大方の橘川がふるさとなんですけれども、今、家が6軒で12人しか人が住んでおりません。このふるさとを将来にどうつなげていくかということが、一番私がやらなくてはいけないことでもありますし、それ以外にも、これからは一町民として、町のためにできることは精いっぱいやらせていただきたいと思います。

本当に、ここにいない方も含めて、多くの方に支えていただいて助けていただきました。本当にありがとうございました。

議長（中島一郎君）

これで、畦地教育長の発言を終わります。

畦地教育長におかれましては、誰に対しても平等に、また職員に対しては愛情を持って指導を行い、議会に対しても大変誠実に対応をしてくださいました。

本来の職務である教育関係では、校長先生をはじめとする全ての教職員や保護者会の皆さま、また、スポーツや文学等々に接する多くの町民の皆さまが絶大な信頼を寄せるところでした。

2期、6年間、昼夜を問わず、連日休む暇もなく、子どもから大先輩の皆さまのことを思い、ご尽力くださいました。

さらなるご活躍を期待していただけに、このたびのご勇退は非常に残念でなりませんが、今後は、奥様共々お元気にお過ごしいただき、一町民として、黒潮町の発展にご協力を賜りたいと存じます。

一般職の職員からこれまで、本当に長い間お疲れさまでした。

誠にありがとうございました。

続きまして、先ほどの、教育長の任命についての議案が同意されました、宮川雅一様がお見えになっておりますので、ここで同意されたことに伴い、一言ごあいさつを賜りたいと存じます。

宮川雅一様、ご入場ください。

宮川雅一君

宮川雅一と申します。

お許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

このたびは、私の教育長任命にご同意を賜りまして、誠にありがとうございます。

改めまして、職責の重さに身が引き締まる思いがしております。

私自身は、高等学校の教員畑を歩んでまいりました。その間、多くの先輩、同僚、そして後輩の皆さんに温かく支えていただきながら、体育、スポーツの分野における要職や、また、県の教育委員会におきまして、県の教育行政に9年間お世話になりまして、土佐の教育改革、そして学習指導要領の改訂など、かかわってまいりました。

最後は、専門高校の校長と致しまして、幡多農業高校校長、そして、高知農業高校校長をもって退職を致しました。

微力ではございますけれども、任命をいただきました町長の思いにしっかりと応えられますように、また、議会から賜りましたご同意の意義を重く受け止め、しっかりと心に刻みまして、白砂青松の地、ふるさと黒潮町。教育の振興のために誠心誠意、全力で取り組んでまいりたいと、決意を新たにしております。

議員の皆さま方には、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう、心から切にお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますけれどもごあいさつとさせていただきます。

どうか、よろしくお願いを致します。

議長（中島一郎君）

どうも、ありがとうございました。

町教育行政を取り巻く環境は大変厳しく、また、町民からのニーズも多様化するなど、大きく変わろうとしております。さまざまな課題が山積しておりますが、それらの課題解決及び教育行政がますます発展するようご尽力くださいますよう、ご期待を申し上げ、歓迎を致します。

何とぞ、よろしくお願い致します。

これで、諸行事を終わります。

日程第6、委員会提出議案第1号、黒潮町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案趣旨説明を求めます。

提出者、議会運営委員長、山本久夫君。

9番（山本久夫君）

それでは、委員会提出議案第1号、黒潮町議会委員会条例の一部を改正する条例についての提案趣旨説明を行います。

当該条例の改正については、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例が可決されたことにより、環境政策室が新設されることとなりました。

ついては、当該室の所管を明確にするため、第2条第2号に環境政策室の所管に関する事項を加え、産業建設厚生常任委員会の所管としようとするものです。

以上で、委員会提出議案第1号についての提案趣旨説明を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案に対する質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、委員会から提出されたものです。よって、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、委員会提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第7、議員提出議案第2号、訪問介護事業所への支援を求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨説明を求めます。

提出者、濱村美香君。

#### 1 番 (濱村美香君)

議員提出議案第2号、訪問介護事業所への支援を求める意見書について、提案趣旨説明を行います。

厚生労働省が決定した2024年度の介護報酬の改定により、訪問介護サービスの基本報酬が引き下げとなりました。

引き下げとなった背景には、効率的なサービス提供のできるサービス付き高齢者住宅や有料老人ホームが都市部には多く、経営が安定しているという結果が出たことも1つの要因にあります。

しかし、本町のような中山間地域でのサービス提供は、経費や人的負担が大きくなります。そのことが、訪問介護事業所経営の厳しさに拍車をかけ、事業所閉鎖となると、住民の望む在宅生活までも維持継続が

困難となります。

今回は、高知県に対して、住み慣れた地域で安心して望む暮らしができるよう、訪問介護事業所への経済的支援や介護人材確保支援を強く要望するものです。

議長（中島一郎君）

これで、提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案に対する質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第8、議員の派遣に関する件についてを議題とします。

会議規則第127条の規定による、議員の派遣に関する件については、皆さまの議席に配布したとおりであります。

お諮りします。

議員の派遣に関する件に記載しているとおり、議員を派遣することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、議員の派遣に関する件に記載しているとおり、議員を派遣することに決定しました。

日程第9、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において審査及び調査中の事件について、会議規則第74条の規定に基づき、議席に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申し出のとおりとすることに決定しました。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長(松本敏郎君)

令和6年3月第7回黒潮町議会定例会、お疲れさまでした。

また、提案させていただきました全ての議案について承認賜り、誠にありがとうございます。

今回、先ほどごあいさつがありましたように、畦地教育長が去り、そして、新しく宮川教育長を迎えることとなります。

そして、間もなく新年度を迎えて取り組むようになりますけれど、引き続き、住民福祉の向上に向けて全力で取り組んでまいります。

議長(中島一郎君)

これで、町長の発言を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和6年3月第7回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 14時 16分

会議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

中島一郎

署名議員

山本 牧夫

署名議員

濱村 美香